

大阪市危険物等規制規則の一部を改正する規則

大阪市危険物等規制規則（昭和53年大阪市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(軽微な変更の届出)</p> <p>第3条の2 法第11条第1項後段の変更許可を必要としない軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）をしようとする者は、当該軽微な変更をしようとする日の10日前までに、別記第4号の2様式による<u>届出書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>(<u>特定防災施設等の設置計画図書の提出</u>)</p> <p>第6条 石油コンビナート等災害防止法第15条第1項の規定により、特定防災施設等を設置しようとする特定事業者は、特定防災施設等の<u>設置計画図書</u>を市長に提出しなければならない。ただし、特定防災施設等の設置が法第11条第1項に定める製造所等の変更にあたる場合は、この限りでない。</p> <p>[削る]</p>	<p>(軽微な変更の届出)</p> <p>第3条の2 法第11条第1項後段の変更許可を必要としない軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）をしようとする者は、当該軽微な変更をしようとする日の10日前までに、別記第4号の2様式による<u>届出書2通</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(<u>特定防災施設等設置の届出等</u>)</p> <p>第6条 石油コンビナート等災害防止法第15条第1項の規定により、特定防災施設等を設置しようとする特定事業者は、特定防災施設等の<u>設置計画図書2通</u>を市長に提出しなければならない。ただし、特定防災施設等の設置が法第11条第1項に定める製造所等の変更にあたる場合は、この限りでない。</p> <p><u>2</u> 石油コンビナート等災害防止法第15条から第19条までに定める特定防災施設等の設置の届出、自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況の届出等又は同法第20条の2に定める防災業務の実施状況の定期報告をしようとする者は、次の各号に掲げる</p>

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の
期間延長の申請等)

第15条の3 府令第62条の5の2第3項の規定により、休止中の地下貯蔵タンク（同条第1項に規定する地下貯蔵タンクをいう。以下この条において同じ。）又は二重殻タンク（府令第62条の5の2第1項に規定する二重殻タンクをいう。以下この条において同じ。）の漏れの点検の期間の延長の承認を受けようとする者は、府令別記様式第42による申請書2通を市長に提出しなければならない。

2 府令第62条の5の2第3項の申請に対する承認又は不承認は、前項の申請書のうち1通に別記第23号の4様式による承認書又は別記第23号の5様式による不承認書を添付し、これを申請者に交付して行うものとする。

[3 略]

届出書又は報告書の区分に従い、当該各号に定める部数の届出書又は報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 石油コンビナート等災害防止省令第14条第1項に定める様式第1から様式第3までによる届出書 2通

(2) 石油コンビナート等災害防止省令第24条、第25条、第26条第9項及び第29条に定める様式第5から様式第8までによる届出書 3通

(3) 石油コンビナート等災害防止省令第33条第3項に定める様式第9及び第10による報告書 1通

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の
期間延長の申請等)

第15条の3 府令第62条の5の2第2項ただし書の規定により、休止中の地下貯蔵タンク（同条第1項に規定する地下貯蔵タンクをいう。以下この条において同じ。）又は二重殻タンク（府令第62条の5の2第1項に規定する二重殻タンクをいう。以下この条において同じ。）の漏れの点検の期間の延長の承認を受けようとする者は、府令別記様式第42による申請書2通を市長に提出しなければならない。

2 府令第62条の5の2第2項ただし書の申請に対する承認又は不承認は、前項の申請書のうち1通に別記第23号の4様式による承認書又は別記第23号の5様式による不承認書を添付し、これを申請者に交付して行うものとする。

[3 同左]

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検の期間延長の申請等)

第15条の4 府令第62条の5の3第3項の規定により、休止中の地下埋設配管(同条第1項に規定する地下埋設配管をいう。以下この条において同じ。)の漏れの点検の期間の延長の承認を受けようとする者は、府令別記様式第43による申請書2通を市長に提出しなければならない。

2 府令第62条の5の3第3項の申請に対する承認又は不承認は、前項の申請書のうち1通に別記第23号の7様式による承認書又は別記第23号の8様式による不承認書を添付し、これを申請者に交付して行うものとする。

3 第1項の承認を受けた場合において、当該承認に係る地下埋設配管における危険物の取扱いを再開しようとするときは、あらかじめ、別記第23号の9様式による届出書を市長に提出しなければならない。

(危険物以外の物品の届出)

第17条の3 貯蔵所において、府令第38条の4の規定により危険物以外の物品を貯蔵しようとする者及び当該物品の種類又は最大貯蔵量を変更しようとする者は、別記第26号の2様式による届出書を市長に提出しなければならない。

(災害等の届出)

第19条 製造所等の所有者、管理者又は占有者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる様式による

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検の期間延長の申請等)

第15条の4 府令第62条の5の3第2項ただし書の規定により、休止中の地下埋設配管(同条第1項に規定する地下埋設配管をいう。以下この条において同じ。)の漏れの点検の期間の延長の承認を受けようとする者は、府令別記様式第43による申請書2通を市長に提出しなければならない。

2 府令第62条の5の3第2項ただし書の申請に対する承認又は不承認は、前項の申請書のうち1通に別記第23号の7様式による承認書又は別記第23号の8様式による不承認書を添付し、これを申請者に交付して行うものとする。

3 第1項の承認を受けた場合において、当該承認に係る地下埋設配管における危険物の貯蔵又は取扱いを再開しようとするときは、あらかじめ、別記第23号の9様式による届出書を市長に提出しなければならない。

(危険物以外の物品の届出)

第17条の3 貯蔵所において、府令第38条の4の規定により危険物以外の物品を貯蔵しようとする者及び当該物品の種類又は最大貯蔵量を変更しようとする者は、別記第26号の2様式による届出書2通を市長に提出しなければならない。

(災害等の届出)

第19条 製造所等の所有者、管理者又は占有者は、次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる様式による届出書

届出書により市長に届け出なければなら ない。 [(1)~(3) 略] 第 23 号の 4 様式 (第 15 条の 3 関係) (A 5) [様式 別紙 2 挿入] 第 23 号の 7 様式 (第 15 条の 4 関係) (A 5) [様式 別紙 4 挿入] 第 23 号の 9 様式 (第 15 条の 4 関係) (A 4) [様式 別紙 6 挿入]	<u>(第 3 号にあつては 2 通)</u> により市長に届 け出なければならない。 [(1)~(3) 同左] 第 23 号の 4 様式 (第 15 条の 3 関係) (A 5) [様式 別紙 1 挿入] 第 23 号の 7 様式 (第 15 条の 4 関係) (A 5) [様式 別紙 3 挿入] 第 23 号の 9 様式 (第 15 条の 4 関係) (A 4) [様式 別紙 5 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の 3 第 1 項及び第 2 項、第 15 条の 4、第 23 号の 4 様式、第 23 号の 7 様式並びに第 23 号の 9 様式の改正規定は、公布の日から施行する。

休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長承認書

大阪市指令消 第 号
年 月 日

様

大阪市長



年 月 日付けで申請のあった休止中の 地下貯蔵タンク の漏れの点
二重殻タンク

検期間の延長については、危険物の規制に関する規則 第 62 条の 5 の 2 第 2 項ただし書 の規定により、これを承認します。

なお、当該延長の期間は、危険物の貯蔵又は取扱いを再開する日の前日までとします。

休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長承認書

大阪市指令消 第 号
年 月 日

様

大阪市長



年 月 日付けで申請のあった休止中の 地下貯蔵タンク の漏れの点
二重殻タンク

検期間の延長については、危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2 第 3 項の規定によ
り、これを承認します。

なお、当該延長の期間は、危険物の貯蔵又は取扱いを再開する日の前日までとします。

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認書

大阪市指令消 第 号
年 月 日

様

大阪市長



年 月 日付で申請のあった休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長については、危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 3 第 2 項ただし書の規定により、これを承認します。

なお、当該延長の期間は、危険物の貯蔵又は取扱いを再開する日の前日までとします。

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認書

大阪市指令消 第 号
年 月 日

様

大阪市長



年 月 日付で申請のあった休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間
の延長については、危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 3 第 3 項の規定により、こ
れを承認します。

なお、当該延長の期間は、危険物の取扱いを再開する日の前日までとします。

休止中の地下埋設配管の再開届出書（漏れの点検期間延長）

年 月 日

大阪市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
設置許可年月日・番号		年 月 日・大阪市指令消 第 号
休 止 確 認 年 月 日		年 月 日
直近の漏れの点検を実施した年月日		年 月 日
危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無		告示第71条の2第3項第1号イ又はロに掲げる措置 (有・無) 告示第71条の2第3項第2号に掲げる措置 (有・無) 平成15年総務省令第143号附則第3項各号に掲げる措置 (有・無)
危険物の貯蔵又は取扱いを再開する日		年 月 日
漏れの点検実施（予定）日		年 月 日
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
 - 3 必要に応じて図面、資料等を添付すること
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと

休止中の地下埋設配管の再開届出書（漏れの点検期間延長）

年 月 日

大阪市長 様

住所
届出者 氏名
電話番号

設置者	住所	
	氏名	
設置場所		
設置許可年月日・番号		年 月 日・大阪市指令消 第 号
休止確認年月日		年 月 日
直近の漏れの点検を実施した年月日		年 月 日
危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無		告示第71条の2第3項第1号イ又はロに掲げる措置 (有・無) 告示第71条の2第3項第2号に掲げる措置 (有・無) 平成15年総務省令第143号附則第3項各号に掲げる措置 (有・無)
危険物の取扱いを再開する日		年 月 日
漏れの点検実施（予定）日		年 月 日
その他必要な事項		
※ 受付欄		※ 経過欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること
 - 3 必要に応じて図面、資料等を添付すること
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと